

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	五所川原市 02205
地域名 (地域内農業集落名)	市浦地区 (脇元、磯松、桂川、相内、太田、十三)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	776.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	582.9 ha
② 田の面積	636.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	140.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	31.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	28.1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地域の農業は、桂川・相内・太田・十三では水稻を中心とした土地利用型農業と、ハウストマトの園芸作物を組み合わせた複合経営が盛んである。また、大規模経営体や集落営農組織では大豆による転作や、磯松においては新たな高収益作物としてブロッコリーの生産も行われている。

・脇元・磯松では、畜産農家が牛と飼料作物の資源循環型農業が続いている。

・山に囲まれた地形のため、農作物の鳥獣被害が非常に多い。ニホンザルのみならず、イノシシやニホンジカの個体数も増えているため、対策が急がれる。

・水田では圃場整備未実施の農業団地が2カ所ある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻生産においては、規模拡大に伴いスマート農業機械を活用した省力化、直播栽培の導入やWCS用稲の取組等を検討していく必要がある。

・大豆・飼料作物生産においては、水田活用直接支払交付金のルール見直しによる交付対象外水田となる農地もあるので、畑地化や新たな高収益作物導入などの検討を急ぐ必要がある。

・ハウストマトやブロッコリーの高収益作物では、個々の担い手においても労働力が欠かせないため、臨時雇用を確保するための仕組みを構築して、面積を維持していく必要がある。

・畜産においては概ねが後継者不在の農業者であり、他地区からの受入等を検討する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集団化、連担化が促進されることにより、より収益性の高い作物の作付けが導入可能となり、また、農業機械・資材等への過剰投資についても抑制され、高生産および低コスト農業を促進させる。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	80.8	%	将来の目標とする集積率
			84.4 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の削減及び団地面積の拡大、集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
水田においては地域の水利事情を考慮して、作目・栽培方法による団地形成を目標とした話し合いを積極的に推進していく。また、農業者同士の集約化を進めていくうえで、農地の小作料・契約条件などの均一化等についても考慮していく。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
水田農業の貸借においては、当年産の米概算金ベースの支払が主流のため、農地中間管理機構による貸借が進んでいない。そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心として、所有者・担い手が相互に理解して貰いながら活用を進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
・太田地区の基盤整備事業の実施を予定している。 ・大沼地区では、過去に基盤整備事業の実施を頓挫したことがあるが、現在は全ての担い手が基盤整備を要望しているため、土地改良区受益地への編入なども含めて検討していく必要がある。 ・十三地区の一部は他市町からの入作も多いが、作業効率が良くない区画である。 いずれも、事業の実施を問わず、大型機械化に対応した圃場の大区画化が今後は必要である。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・後継者不在の畜産農家が高い割合のため、他地区からの受入などで第三者承継なども含めて検討して後継者を確保していく必要がある。 ・例えば、基盤整備事業等を使わず、農業者が個々に行う畦畔除去の大区画化など一定の農作業を請け負える、大型機械を所有した組織づくりも生産効率を上げるサービスになり得る。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
水稻・大豆の病害虫の一斉防除を請け負う市浦無人ヘリコプター組合が活動しているが、近年では担い手が個人で所有するドローンも普及している。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやニホンジカの個体数の増加を抑える必要があるので、追い払いではなく捕獲できる人材の育成。
③GNSS基地局が令和4年度に整備されたが、自動操舵システムを活用した精密作業の普及は進んでいる一方で、収量コンバインや可変施肥などのデータを活用した分析等の活用は広く普及していないため、具体策が急がれる。
⑦トマトの離農や、水田活用直接支払交付金においての対象外農地では、遊休農地化が進んでいくことが考えられるため、多面的交付金などの活用で維持管理を継続していく。
⑧もみ殻の受入施設の整備を望む声が多いが、施設の整備ありきではなく需要者とのマッチングなど、必要最小限コストで抑えられる処理方法を検討する必要がある。
⑨現在の耕畜連携(資源循環、わら利用)を今後も継続し、地域の生産者同士によるつながりを維持していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計 443経営体 現状経営面積： 627.57ha 目標経営面積： 655.68ha 現状作業受託面積： 0ha 目標作業受託面積： 0ha									

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。